

奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第八号

奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十三年十月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十四人」を「四十三人」に改める。

第二条の表中

| | |
|-----|----|
| 生駒郡 | 三人 |
|-----|----|

を

| |
|----|
| 生駒 |
|----|

| | |
|---|----|
| 郡 | 二人 |
|---|----|

に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。